

## 福井県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する 条例の一部改正について

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の改正に伴い、教員の時間外在校等時間の上限を月45時間と定める。

### （経緯）

R1.12月 納特法改正（勤務時間の上限指針を定め、条例等の整備を都道府県が行うべき措置とした）

### （対応）

2月議会で条例改正（規則で上限時間を定めるため、その根拠となる委任規定を追加）  
年度内に規則整備（県・市町教育委員会が月45時間の上限を規定）

施行日：令和2年4月1日

### （今後の取組み）

- 令和3年度までに、時間外在校等時間月80時間以上の教員をゼロにする
- 月80時間以上に加え、月45時間超についても、実態を把握する
- 働き方改革の推進について、重点提案・要望等で国に働きかける
- 市町教育委員会や県立学校長会からの意見をまとめ、国へ要望する  
【別紙参照】
- 要望に関する国の対応を見ながら、月45時間以下に向けた更なる目標を設定する

### <教育委員会規則で規定する内容（案）>

	時間外在校等時間の上限
原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>月45時間以下</li> <li>年360時間以下</li> </ul>
児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>月100時間未満</li> <li>年720時間以下 (在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が月45時間を超える月は6か月以内)</li> <li>2～6か月平均で80時間以下</li> </ul>

\*学校の教育職員が業務を行う時間（在校等時間）

超勤4項目（校外学習、宿泊学習、職員会議、非常災害）以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間から自己研鑽の時間、休憩時間を除いたもの。（職務として参加する研修、児童生徒引率、テレワークの時間は含む）

## 働き方改革の推進に関する国への重点要望（案）

### 1 教職員定数の改善・充実

本県のような地方では、都市部と比較して地域スポーツクラブ等の絶対数が不足しており、部活動指導員の確保が難しい状況にある。その中で、部活動指導等について、生徒や保護者からの期待が大きく、教員が担わざるを得ない状況となっている。

また、地域の催し事への参加やボランティアの協力等を学校に求められることも多く、「学校以外が担うべき業務」として切り離すことは難しい状況である。さらに、児童生徒や保護者への個別対応等が複雑化している中、時間だけを削減することを求められることには無理がある。

時間外勤務月45時間、年360時間を実現するためには、まず標準法を抜本的に見直し、教職員定数を増やすことで業務を分担できるようにすること。

### 2 教育課程の再編成

学校では、「生きる力」をはぐくむために、学習指導要領によって示された教科内容の指導にあたっている。それらに加え、文書処理や児童生徒の個別対応、保護者対応などの業務にあたっている。業務量の適正化を図るためにには、授業時数を減らす必要がある。

学習指導要領を見直し、教科の内容を精選し、思い切った教育課程の再編成を行うこと。

### 3 部活動指導の位置づけ

業務改善を進めていく中で、中学、高校において長時間勤務の主因となるものが部活動である。その部活動の学校教育活動における位置づけは、学習指導要領においてあいまいなものとなっている。

部活動を学校教育活動以外のものであると明確にし、地域スポーツクラブへ移行、その後の運営等についての財政的支援をすること。

また、大会の在り方を見直し、参加資格を学校単位から地域スポーツクラブ等に改めること。

### 4 施策・調査の見直し

国の施策や調査、研修について、これまでほとんど廃止されることがなく、追加されてきたことにより、業務が肥大化してきている。その中で、勤務時間の縮減だけを求められることには無理がある。

国の施策や調査、研修について、ゼロベースから見直し、徹底的にスクラップすること。

## **5 時間外手当の支給**

現在、教育職員には生徒の実習、学校行事、職員会議および非常災害対応等の4項目以外の時間外勤務を命ずることができない。その業務の特殊性により時間外手当を支給しない代わりに、一律給料月額の4%が教職調整額として支給されている。これは長時間勤務が常態化している現場において、業務に見合う給与が支給されているとはいはず、教育職員のモチベーション低下、そして教師を目指そうとする志願者数の減少につながり、教育の質の低下につながることが危惧される。

そのため、時間外手当を支給できるよう、給特法を改正すること。

## **6 教員免許更新制度の見直し**

教員免許更新講習を受けるための金銭的・時間的負担が大きく、その負担に対しての効果に疑問がある。その講習の多くは長期休業中に行われ、多忙化の一因となっている。また、退職教員の活用の障壁となっている。

教員免許更新制度について、廃止を含めた見直しを進めること。

## **7 学校徴収金の公会計化の促進**

教育職員の長時間勤務の一因であり、負担となっているものとして学校徴収金の未納者への対応があるが、これは学校以外が担うべき業務である。本県で実施している弁護士による法律相談会においても、学校徴収金未納に対する相談が特に多くみられる。

学校徴収金の公会計化を進めるためのガイドラインが示されたが、さらに公会計化が進むよう、業務システムの導入費や、徴収・管理を行う人材の人事費等について財政的支援を行うこと。

## **8 教育現場に精通した弁護士の育成**

スクールロイヤー制度が適切に機能するためには、教育現場の実情に精通した弁護士が必要不可欠であるが、特に地方では、このような弁護士が不足している状況である。

スクールロイヤーの配置について、財政的支援を行うこと。

また、日本弁護士会に、教育現場の実情に精通した弁護士を育成するための研修を、各都道府県の弁護士会に対し行うよう働きかけること。